

報道機関各位

平成25年3月8日
日本司法支援センター

「法テラスふたば」

3月17日（日）開所式 & 開所記念「出張相談会」開催

日本司法支援センター（法テラス）は、11月20日付プレスリリースでもお伝えしたとおり、この度、福島県弁護士会をはじめ地方自治体・関係機関の協力のもと、福島県双葉郡広野町に沿岸部（浜通り）では初となる被災地出張所「法テラスふたば」を設置し、本年3月17日（日）より業務を開始します。

「法テラスふたば」は、双葉郡各町村、その他周辺市町村の方々のご利用を想定しています。

相談の予約はこちら



☎ 0503381-3805

〔予約受付時間〕 平日：午前9時～午後5時
※法律相談日時については、お問い合わせください。
福島県双葉郡広野町広洋台1丁目1番89

●開所式 & 開所記念「出張相談会」の開催

3月17日（日）、法テラスふたばの開所記念イベントとして、いわき市四倉町の仮設住宅において、法テラスの移動相談車を利用した「出張相談会」を開催いたします（時間：午前10時～正午）。相談は予約優先制で3月8日（金）より、お電話にて受け付けます。

※開所式についての詳細は裏面をご覧ください。

●法テラスふたばの相談体制について

「法テラスふたば」では、福島県弁護士会と福島県司法書士会の協力のもと、弁護士・司法書士が下記のとおり相談に対応し、昨年4月に施行された「**法テラス震災特例法**（※）」にもとづき、どなたでも無料法律相談を受けられます。

○弁護士による無料法律相談 月・水・金（水・金はテレビ電話システムを利用した相談を行います。）

○司法書士による無料相談 火・木（火は午後のみ行います。）

※月曜日が祝日の場合は、火曜日に弁護士による無料法律相談を行います。その場合、司法書士による無料相談は実施いたしません。

※詳細はお問い合わせください。

※**法テラス震災特例法**（東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律）

平成24年3月23日に成立し、4月1日に施行。平成23年3月11日時点において、**災害救助法が適用された地域**

（福島県は全域）に住所、居所、営業所又は事務所があった方（法人を除く）が対象となり、資力を問わず法テラスのサービス

（無料法律相談や代理援助（代理援助は震災起因性があることを条件とする）等）を受けることができます。

開所式・事務所内覧会会場のご案内

下記のとおり開催いたしますので、是非ご取材くださいますようお願いいたします。

1. 日時

平成25年3月17日（日）

- ◆開所式 午後 1時30分～午後 2時20分
- ◆事務所内覧会 午後 3時00分～午後 3時30分

2. 場所

- ◆開所式 **広野町公民館 2階**
(住所) 福島県双葉郡広野町中央台 1-1
- ◆事務所内覧会 **法テラスふたば**
(住所) 福島県双葉郡広野町広洋台 1-1-89

※当日は、駐車場をご用意していますので、会場の駐車場係のご案内します。

3. 開所式（テープカットセレモニー）招待予定団体

【地方自治体】

福島県、双葉郡各町村など

【関係機関】

法務省、福島地方裁判所、福島家庭裁判所、
福島地方検察庁、福島地方法務局、
原子力損害賠償支援機構、原子力損害賠償紛
争解決センター、双葉郡各町村の社会福祉協議
会、福島県弁護士会、福島県司法書士会、
福島県行政書士会、福島県社会保険労務士会、
福島県土地家屋調査士会、福島県建築士
事務所協会、東北税理士会福島県支部連合会、
株式会社日本フットボールヴィレッジなど

<現地案内図>

